

令和 8 年 6 月 1 日

居宅訪問介護料金変更表

(単位円)

(1) 総合事業訪問型サービス料金 (氷見市の総合事業訪問型サービス A は廃止)

区分	料金	摘要
訪問型サービス 11	1,176	週 1 回程度の場合 (月額)
訪問型サービス 12	2,349	週 2 回程度の場合 (月額)
訪問型サービス 13	3,727	週 2 回を超える程度の場合 (月額)
訪問型サービス 21	1 回 287	標準的な内容の指定相当訪問介護型サービス (要支援 1 は月に 3 回、要支援 2 は月 7 回まで利用できます。)
訪問型サービス 22	1 回 179	生活援助中心、20 分以上 45 分未満 (要支援 1 は月に 3 回、要支援 2 は月 7 回まで利用できます。)
訪問型サービス 23	1 回 220	生活援助中心、45 分以上 (要支援 1 は月に 3 回、要支援 2 は月 7 回まで利用できます。)
訪問型サービス短時間	1 回 163	短時間の身体介護が中心である場合

加算	料金
初回加算 (初回のみ)	2 0 0
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10%
特別地域加算	所定単位数の 15%
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 28.7%

(2) 訪問介護基本料金 (1 回あたり)

(単位 円)

区 分		料金
身体介護	(1) 20 分未満	1 6 3
	(2) 20 分以上 30 分未満	2 4 4
	(3) 30 分以上 1 時間未満	3 8 7
	(4) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	5 6 7
	(5) 30 分増すごとに	8 2
生活援助	(6) 20 分以上 45 分未満	1 7 9
	(7) 45 分以上	2 2 0
加算	初回加算 (初回のみ)	2 0 0
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10%
	特別地域加算	所定単位数の 15%
	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 28.7%

有料老人ホームいちえをご利用の方は所定料金の 10%が減額されます。